



令和3年4月6日  
福祉部長寿介護課高齢福祉係  
電話：72-8217（直通）

北上記者クラブ加盟者 各位

## 北上市権利擁護支援センターを長寿介護課に設置しました

令和3年4月1日から、高齢者・障がい者に対する成年後見制度の利用相談や、権利擁護に関する専門的な相談窓口を「北上市権利擁護支援センター」として長寿介護課に設置しました。成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく設置は県南地域初の取り組みです。

\*令和3年3月末現在

### 1 目的

これまで高齢者・障がい者の各担当窓口が対応していた成年後見制度に関する相談、権利擁護相談をより専門的に対応し、制度の利用支援を行うことを目指すものです。

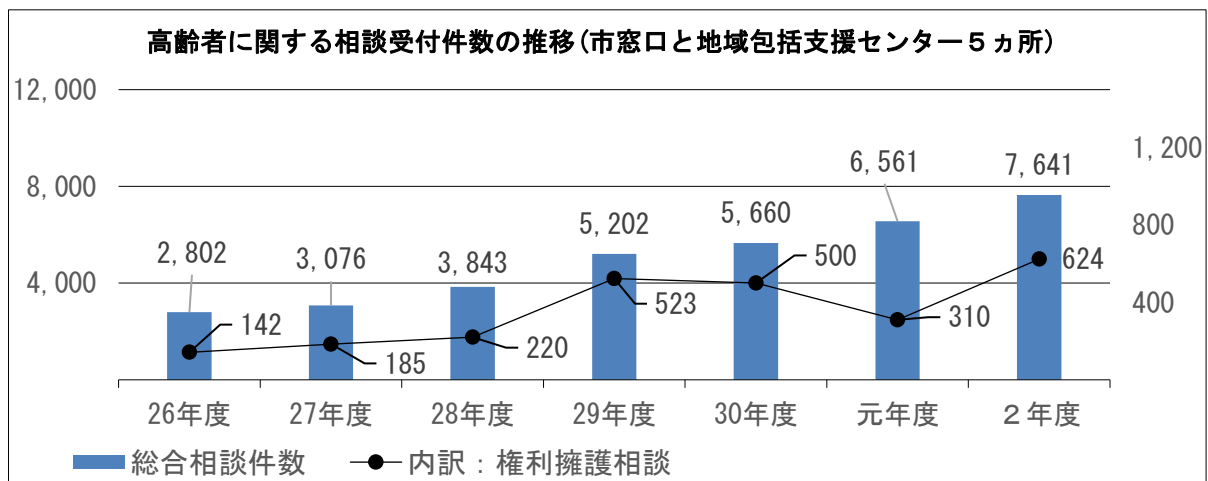
### 2 背景

当市においても、認知症高齢者の増加や障がい者の高齢化に伴い権利擁護に関する支援の必要な人は増加しておりますが、十分な支援につながりづらいという現状があります。そこで、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年施行)に基づき、本人、家族、支援者の皆さんが相談できる窓口を市に設置することとしました。

### 3 補足

日頃から高齢者・障がい者のご支援を頂いている地域の方々との連携体制は従来通りであります。市役所における相談窓口の専門性をより高めると共に、成年後見制度そのものの周知や相談機能の充実を重点的に実施していきたいと考えています。

\*成年後見制度については別紙、最高裁判所パンフレット抜粋をご覧ください。



\*令和2年度数値は1月末現在